

(10) 予約及びリクエスト処理基準

(目的)

第1 この基準は、利用者の求めている図書資料が貸出中又は未所蔵であったとき、その資料を提供するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リクエスト 利用者が求めている図書資料が未所蔵であったとき、その資料の提供を希望することをいう。
- (2) 予約 所蔵しているが貸出中の図書資料を後日提供できるように処理することをいう。
- (3) 購入 未所蔵の図書資料で、別に定める基準に則り購入することをいう。
- (4) 相互貸借 購入することができない図書資料又は購入に適さない図書資料を他館から借用することをいう。
- (5) 複本 利用が多数見込まれる図書資料に対し、同一のものを2部以上そろえることをいう。

(選書会議)

第3 別に定める基準に則り、リクエストされた図書資料の購入、相互貸借及び複本について審議するため、選書会議を置く。

(対応)

第4 所蔵されている図書資料が貸出されている場合は、予約及びリクエストカードの提出、又は図書館の蔵書検索システムにより対応する。

2 図書資料が未所蔵の場合は、予約及びリクエストカードの提出、又は図書館ホームページのリクエスト受付フォームにより対応する。

3 図書資料が未所蔵だった場合は、選書会議の審議を経た上で購入又は相互貸借により対応する。

3-1 送信を受けた資料の利用に関しては以下の対応を行なう。

- ・送信資料を閲覧・複写できるのは図書利用カードの交付を受けたものとする。
- ・送信資料の複写は、図書館員が行なうこと。
- ・送信資料の複写は、著作権法第31条の規定に基づいて行なうこと。

4 予約が特定の図書資料に集中した場合は、選書会議に諮り、10件ある毎に1冊の割合で増やすものとする。

5 原則として視聴覚資料の購入希望・相互貸借の希望は受け付けない。

(対象者)

第5 予約及びリクエストができるものは、図書利用カードの交付を受けたものとする。

(利用制限)

第6 予約ができる図書資料の冊数は、貸出冊数と同数とする。ただし、インターネット、モバイルを通じての図書への予約冊数については、次のとおりとする。

(個人)

図書館資料	個別予約数量
図書 (下記を含む) 布絵本1点以内 録音図書2点以内 CD文庫1点以内	10冊以内
雑誌	5冊以内
紙芝居	5組以内
視聴覚資料	2点以内
絵画	1点以内

(団体)

図書館資料	個別予約数量
図書 (下記を除く) 布絵本、録音図書、 CD文庫	10冊以内
紙芝居	5組以内

- 2 リクエスト受付フォームでリクエストできる資料は10冊以内とする。
- 3 図書館資料を貸出期間内に返納しない利用者からの予約及びリクエストは、受け付けない。
- 4 発売前の図書資料についてのリクエストは、受け付けない。

(連絡)

- 第7 予約及びリクエストは、利用者からの連絡日の指定を受けない。
- 2 予約及びリクエストは、利用者に貸出可能の連絡をした後、一週間経っても受け取りがない場合は無効とする。

(その他)

- 第8 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- この基準は、平成12年1月4日より施行する。
この基準は、平成17年11月1日より施行する。
この基準は、平成18年9月1日より施行する。
この基準は、平成26年4月1日より施行する。
この基準は、令和5年11月1日より施行する。